



鳥取県公報

平成13年 9月18日(火)
第 7 3 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (537) (県民活動推進課)	1
	国土調査の成果の認証 (538) (耕地課)	2
	公共測量の実施 (539) (管理課)	2
	一般国道の区域の変更 (540) (道路課)	2
	一般国道の供用の開始 (541) (")	3
	収入証紙小売りさばき人の届出事項の変更 (542) (会計課)	3
教委告示	博物館の登録 (15) (文化課)	3
公 告	平成13年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課)	4
	砂利採取業務主任者試験の実施 (河川砂防課)	4

告 示

鳥取県告示第537号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成13年11月4日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年 9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成13年 9月 4日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県断酒会

3 特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤井 和雄

4 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡淀江町大字淀江660 - 1

5 特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意に依る断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につと

め、広く社会福祉に貢献することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の定数

鳥取県告示第538号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北条町	平成11年度から平成12年度まで	北条町（曲、北尾及び下神の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町曲、北尾及び下神の各一部	平成13年 9月18日

鳥取県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年 9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（平成13年度美保飛行場周辺の移転措置に係る土地測量）
- 2 作業期間 平成13年 8月10日から同年 9月 28日まで
- 3 作業地域 境港市佐斐神町の一部

鳥取県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年 9月18日から 2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年 9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	東伯郡三朝町大字福本字家ノ本192 - 1地先から同大字字小林谷549 - 8地先まで	4.5 ~ 42.5	621.5
	変更後	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後155 - 1地先から同字157 - 1地先まで	4.5 ~ 29.5	580.0
		東伯郡三朝町大字福本字家ノ本192 - 1地先から同大字字小林谷549 - 8地先まで	21.0 ~ 162.0	1,052.5

鳥取県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年9月18日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
482号	東伯郡三朝町大字福本字家ノ本192 - 1地先から同大字字小林谷549 - 8地先まで	平成13年9月28日

鳥取県告示第542号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
524	株式会社山陰合同銀行上後藤支店	名 称	株式会社山陰合同銀行上後藤支店	株式会社山陰合同銀行上後藤出張所	平成13年9月17日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第15号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定に基づき、次のように博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（昭和27年鳥取県教育委員会規則第6号）第5条の規定により告示する。

平成13年9月18日

鳥取県教育委員会教育長 八 百 谷 善 江

名 称	所 在 地	設置者の名称	登 録 番 号	登 録 年 月 日
鳥取市歴史博物館	鳥取市上町88	鳥 取 市	第 7 号	平成13年9月12日

公 告

平成13年8月29日に実施した平成13年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成13年9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 一般毒物劇物取扱者試験

受験番号	2	9	10	11	12
	13	14	16	17	20
	21	22	25	28	29
	30				

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号	32	35	37	43	46
	50	63	65	67	75
	81	84	85	86	87
	88	91			

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

受験番号 94

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成13年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成13年9月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成13年11月9日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

3 受験申込手続き

次の書類を平成13年9月18日（火）から同年10月15日（月）までの間に住所地为管轄する土木事務所又は日野総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成13年10月15日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所及び日野総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真（手札型（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各土木事務所又は日野総合事務所県土整備局に問い合わせること。

